

---

# 平成 17 年度税制改正に関する要望

---

平成 16 年 9 月

社団  
法人 日本損害保険協会

# はじめに

社団法人 日本損害保険協会

日本経済は、長期に亘る停滞期間をようやく脱却し回復基調に向かう兆しを見せているものの、少子・高齢化や国際競争の激化等の不安材料等が回復してきた日本経済の先行きに与える影響も懸念されています。このようななか、本格的に日本経済の自律回復を導くためには、企業活力を如何に回復させるかが重要であり、また、併せて生活不安の要素を軽減して如何に個人消費を促すことができるかが課題となります。そしてこうした課題を実現するためには、税制面において一定の支援が必要不可欠であると考えております。

損害保険業界は、不慮の災害等から国民生活を守るという使命を担っております。そのため、巨大自然災害の発生や多様化・巨大化する様々なリスクに対しても万一の補償を提供すべく商品開発に取り組むとともに、いかなるリスクに対しても保険金支払責任を全うするために異常危険準備金制度の充実を図るなど、担保力の充実と経営の健全性の確保に努めております。こうした業界の取組については、国民経済の安定を図る観点から、税制面においても一定の支援をしていただくことが必要と考えます。

また、少子・高齢化の進展により今後、社会保障関連に要する費用の増大、国民負担の上昇が見込まれる状況の下、安心かつ豊かでゆとりのある生活を送るためには、国民ひとりひとりの自己責任が重要となります。こうしたなか医療・介護・年金等の損害保険商品の活用が求められているものと考えます。更に、日本は世界有数の地震国であり、東海地震や南海地震等の巨大地震発生時の被害予想額を見ると、地震災害に対する国などの直接的な支援だけでは充分とは言えず、地震保険の活用等の自助努力も必要と思われれます。こうした背景から、社会保障を補完する商品や地震保険を普及させるためのインセンティブとして、新しい形の保険料控除制度を構築し税制面から支援することが極めて有効と考えます。

その他、企業の国際競争力の維持や株式市場の活性化の観点から、諸外国と比較して不利な扱いとなっている受取配当の益金不算入割合の引き上げも必要と考えます。

損害保険業界といたしましては、今後とも社会の変化に的確に対応し、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すべく、以下のとおり各種税制の実現・充実を要望いたします。

つきましては、本要望書をご高覧の上、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

# 平成 17 年度税制改正要望項目

## 重点要望項目

### 1. 異常危険準備金制度の充実

#### (1) 火災保険等の積立率引き上げ

巨大な災害に対しても確実に保険金支払責任を果たすために、火災保険等の異常危険準備金について、積立率を現行の 100 分の 3 から 100 分の 5 に引き上げること

#### (2) 火災保険等の洗替保証率引き上げ

異常危険準備金残高を充実させるために、毎年の積立額の上限である積立率を引き上げるとともに、累積残高の上限である洗替保証率についても 100 分の 30 から 100 分の 50 に引き上げること

### 2. 社会ニーズの変化に対応した保険料控除制度の構築

#### (1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を促進することにより社会保障制度を補完するため、医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 100,000 円、地方税法上の控除限度額は 70,000 円）を創設すること

#### (2) 地震保険料控除制度の創設

国民の自助努力による地震災害の備えとして、地震保険のさらなる普及拡大のため、地震保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 50,000 円、地方税法上の控除限度額は 35,000 円）を創設すること

### 3. 受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の 50% から 100% に引き上げること

## 準重点要望項目

### 4. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

## 要望項目一覧

### 【重点】 1. 異常危険準備金制度の充実

- (1) 火災保険等の積立率を引き上げること(3% 5%)
- (2) 火災保険等の洗替保証率を引き上げること(30% 50%)

### 【重点】 2. 社会ニーズの変化に対応した保険料控除制度の構築

- (1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度を創設すること  
(控除限度額) 所得税 100,000 円、 地方税 70,000 円  
(対 象) 医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品
- (2) 地震保険料控除制度を創設すること  
(控除限度額) 所得税 50,000 円、 地方税 35,000 円

### 【重点】 3. 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合を引き上げること(50% 100%)

### 【準重点】 4. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

収入金額を課税標準とする現行方式(100%外形標準課税)を継続すること

### 5. 損害保険会社の積立勘定に係る特別利子の恒久化

損害保険会社の積立勘定(その運用財産が株式等でないものに限る)から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること

### 6. 自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置

自賠償保険制度の趣旨に鑑み、自賠償保険の運用益等に係る責任準備金について全額非課税での積立てを認めること

### 7. 承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税、特別土地保有税の非課税措置の恒久化

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である承継保険会社制度が機能するよう、非課税措置を恒久化すること

\*非課税措置は平成 16 年度で期限切れとなる

### 8. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること  
\*課税停止措置は平成 16 年度で期限切れとなる
- (2) 確定拠出年金に係る拠出限度額を引き上げること

### 9. 欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

# 1. 異常危険準備金制度の充実

火災保険等の異常危険準備金について、

- (1) 積立率を現行の 100 分の 3 から 100 分の 5 に引き上げること
- (2) 洗替保証率を現行の 100 分の 30 から 100 分の 50 に引き上げること

損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対し、確実な保険金支払を行うことが社会的責務であり、そのためには平時から異常危険準備金を積み立てることにより保険金支払原資を確保することが重要となります。

近年、地震・台風等の巨大自然災害が頻発しており、各地に甚大な被害をもたらしています。損害保険会社の役割を十分に機能させるためには、巨大自然災害に対する備えである火災保険等に係る異常危険準備金について、「積立率」(当該年度の正味収入保険料に対する積立額の割合)の引き上げにより早期に十分な準備金残高を確保するとともに、「洗替保証率」(当該年度の正味収入保険料に対する積立限度の割合)の引き上げにより、巨大自然災害の支払いに耐えうる十分な準備金残高を確保・維持することが不可欠といえます。

異常危険準備金の積立率の引き上げ等により本制度の充実を図ることは、巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

なお、監督および会計においては、巨大自然災害に対して確実な保険金支払いを図る観点から、平成 17 年 4 月以降、既往の最大台風である伊勢湾台風規模の損害に備えるために計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度の導入が決まっており、税制においてもこの制度導入に対応した積立率の引き上げ等が必要と考えます。

つきましては、火災保険等の異常危険準備金について下記 2 項目を要望いたします。

- 積立率を、現行の 100 分の 3 から 100 分の 5 に引き上げること
- 洗替保証率を、現行の 100 分の 30 から 100 分の 50 に引き上げること

## 2. 社会ニーズの変化に対応した保険料控除制度の構築

### (1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を促進することにより社会保障制度を補完するため、医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 100,000 円、地方税法上の控除限度額は 70,000 円）を創設すること

### (2) 地震保険料控除制度の創設

国民の自助努力による地震災害の備えとして、地震保険のさらなる普及拡大のため、地震保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 50,000 円、地方税法上の控除限度額は 35,000 円）を創設すること

保険料控除制度は、保険の普及拡大を通じて国民生活の安定を図ることを目的とした制度として広く国民に受け入れられており、今後も、自然災害や少子・高齢社会に対する国民の自助努力を税制面から支援していく観点から、引き続きその存在意義を持ち続けるものと考えます。

しかしながら、我が国の経済・社会が抱える課題が大きく変貌しているなかで、保険料控除制度も社会ニーズの変化に対応して変えていく必要があり、また、そうした見直しを行う時機に来ているものと考えます。

併せて、複雑になった制度の枠組みについても、公平・簡素の観点や業態の垣根がますます低くなってきていることを踏まえ、国民が納得できる、わかりやすい制度へ見直すことが必要であると考えます。

社会ニーズは、少子・高齢化による社会保障制度改革に伴い変化が見られます。医療費自己負担割合の引き上げや、公的年金の支給額の見直しなど、公的給付縮減の動きにより国民の自助努力に対するニーズが高まってきています。

また、巨大地震が発生した際の被害予想額が公表されることなどにより、地震災害に対する国民の危機意識の高まりも見られます。

損害保険では、こうした国民のニーズに応えるものとして、医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品や地震保険を取り扱っていますが、これらの保険の普及はまだ十分とは言えない状況です。そのため、こうした今真に普及が必要とされる保険に対する保険料控除制度を構築することが、国民の自助努力を支援する観点で重要であると考えます。

## **( 1 ) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設**

少子・高齢化の急速な進行に伴い、医療・介護・年金等の分野における社会保障関係費用の大幅な増加や給付額の縮減が見込まれており、我が国の社会保障制度は極めて厳しい環境に置かれています。

こうしたなかで、我が国の社会保障制度を持続可能な制度として再構築していくためには、給付と負担のバランスや世代間の公平性等の見直しが不可欠と思われませんが、同時に、今後は公的制度だけでは各人が必要とする保障（生活）水準を確保していくことは難しくなるため、国民ひとりひとりの自助努力がますます重要となります。

国等の政策として、社会保障制度を補完する商品を対象とした保険料控除制度を創設することで、税制面から支援することは、国民の自助努力の促進に極めて有効であり、安心かつ豊かでゆとりある社会を実現させ、我が国経済の持続的な成長に資すると考えます。

**つきましては、国民の自己責任に基づく自助努力を促進し、社会保障制度を補完する商品の普及を図るために下記項目を要望いたします。**

**医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 100,000 円、地方税法上の控除限度額は 70,000 円）を創設すること**

なお、社会保障制度改革が国民的な喫緊の課題であること、また、制度創設においては公平・簡素でわかりやすいことを旨とすべきことから、この制度が損害保険会社の商品だけを対象にするのではなく、社会保障制度の補完に寄与する一定の要件を満たす同種商品を幅広く対象とする制度として創設されることを要望いたします。

## ( 2 ) 地震保険料控除制度の創設

我が国は世界に類を見ない地震国であり、国民は地震によって多くの被害を受けてきました。平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、昨年 5 月の宮城県沖地震、7 月の宮城北部地震、さらには東海地方を中心とした大地震の発生が近い将来のこととして予測されるなど、地震災害の危険は常に身近に潜んでいます。

このため、地震災害への対応が我が国の大きな課題となっており、住宅再建を含めて被災時の生活を早期に立て直すためには、国民ひとりひとりの自助努力による備えが必要不可欠になっています。こうした自助努力による地震災害への備えの一つとして、「地震保険に関する法律」に基づく極めて公共的性格の強い地震保険制度があります。

損害保険業界では、地震保険の P R 活動を行うなど、普及拡大に向けて鋭意努力を行ってきました。また、地震保険制度の改定・保険料率の一部引き下げと建物の耐震性能に応じた地震保険料の割引制度を導入し、一層の商品改善を通じて地震保険の更なる普及拡大に努めています。しかしながら、世帯加入率は平成 16 年 3 月末で 17%程度と未だ低水準の状況にあります。

国等の政策として、地震保険料控除制度を創設することで、税制面からバックアップすることは、国民の自助努力による地震災害に対する備えの促進に極めて有効であり、災害からの復興と我が国の経済・社会の安定に資するものと考えます。

**つきましては、国民の自己責任に基づく自助努力を促進し、地震保険の更なる普及拡大を図るために下記項目を要望いたします。**

**地震保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 50,000 円、地方税法上の控除限度額は 35,000 円）を創設すること**



### 3 . 受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ

**受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の50%から100%に引き上げること**

法人株主が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成14年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられました。

本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化といわざるをえません。このような課税強化は、法人株主の株式保有意欲を減退させ、活性化が求められている株式市場にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

つきましては、二重課税となっている現状を改める観点から下記項目を要望いたします。

**二重課税を排除し株式市場の活性化に資するよう、受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の50%から100%に引き上げること**

## 4 . 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

**既に収入金額を課税標準としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること**

平成 15 年度税制改正により、資本金 1 億円超の法人を対象として一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。これと関連して与党税制改正大綱においては、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種について、付加価値額および資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、従前が全額所得課税であるところ、4 分の 3 部分について所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分について外形基準を組み込んだものとなっています。このため、今般の外形標準課税導入を契機に仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準にも一部所得課税が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、法人事業税が応益的性格を持つ税であることからしても、収入金額を課税標準とする現行課税方式が適当と考えられます。

**つきましては、下記項目を要望いたします。**

**既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること**

## 5. 損害保険会社の積立勘定に係る特別利子の恒久化

### 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること

法人株主が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されてしまいました。そうしたなかで、特定利子の一つであった損害保険会社の積立勘定の利子（予定利息および契約者配当）については、平成 20 年までの租税特別措置として非課税とされております。

損害保険会社が積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定」は、保険業法に基づく制度であり、その設置に係る認可上、特定の商品に係る積立勘定を除き株式での運用が認められておりません。また、もし万一税理論を無視した課税強化が行われれば、積立保険の契約者に還元すべき運用成果が著しく減少することになります。したがって、積立勘定に係る利子は、租税特別措置としてではなく、本法による恒久措置として非課税とされて然るべきと考えます。

つきましては、二重課税を排除する観点から下記項目を要望いたします。

### 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること

（注）「負債利子控除制度」

借入金等の資金で株式等を購入すると、借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、株式等から得られる受取配当は非課税であることから、課税上の二重メリットが発生する。したがって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

「特定利子制度」

借入金等のうち株式の購入に充てられないことが明らかなものに係る利子については、二重メリットが発生しないため受取配当等の額から控除する必要がない。こうしたものは特定利子と呼ばれ負債利子控除の対象から除外されていた。なお、法人税法施行令等において経過措置が満了したことにより「特定利子」の表現は租税特別措置法での「特別利子」に改められている。

## 6 . 自賠責保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置

**自賠責保険制度の趣旨に鑑み、自賠責保険の運用益等に係る責任準備金について全額非課税での積み立てを認めること**

自賠責保険は「自動車損害賠償保障法」に基づく強制保険であり、ノーロス・ノーブロフィットの原則で運営される極めて公共性の高い保険です。このため、自賠責保険の収支差額・運用益はすべて責任準備金として積み立てられ、その取り崩し目的は、法令等により被害者救済対策や交通事故防止対策の推進、保険料率の改定による保険契約者への還元等に限定されています。

自賠責保険の運用益等に係る責任準備金は、保険契約者の負担から生じ、すべて被害者救済対策もしくは保険契約者への還元等に使用されるもので、損害保険会社にとりましては正に「預り金」としての性格を有するものです。

平成 14 年 4 月から政府再保険制度が廃止になり、自賠責保険料の管理・運用をすべて民間保険会社等で行うこととなりました。現行の税制では、自賠責保険の運用益等に係る責任準備金の積み立ては課税対象となるため、従来全額非課税であった政府特別会計に対応する部分（純保険料の 6 割）も含めて課税されることになっております。

強制保険である自賠責保険の契約者負担の軽減もしくは被害者救済等に使用されるこれらの責任準備金については、自賠責保険制度の趣旨および責任準備金の有する性格を勘案すれば、本来課税の対象とすべきでないと考えます。損害保険業界といたしましては、引き続きより良い運用成果を上げ、被害者救済あるいは保険契約者還元の一層の充実に資するよう努めていきますが、本件税制の見直しは不可欠と考えます。

**つきましては、自賠責保険制度の趣旨に鑑み、下記項目を要望いたします。**

**自賠責保険の運用益等に係る責任準備金の積み立てについて全額非課税とすること**

## 7. 承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税、特別土地保有税の非課税措置の恒久化

**契約者保護の観点から、破綻処理の一環である承継保険会社制度が機能するよう、非課税措置を恒久化すること  
(非課税措置は平成 16 年度で期限切れとなる)**

損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻保険会社の保険契約を、損害保険契約者保護機構が保険業法上の認可を得て子会社として設立する「承継保険会社」に移転する方法があります。

破綻保険会社の保険契約の移転に伴い、承継保険会社は破綻保険会社の所有する土地等の資産を取得することになりますが、当該土地等は破綻保険会社の保険契約者に対する保険金支払い等に充当される資産となります。

破綻保険会社から承継保険会社へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税および特別土地保有税は、平成 16 年度までは経過措置により非課税とされていますが、この非課税措置は、セーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であり、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。

つきましては、損害保険会社破綻時のセーフティネットの円滑な運営を行う観点から下記項目を要望いたします。

**契約者保護の観点から、破綻処理の一環である承継保険会社制度が機能するよう、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税、特別土地保有税の非課税措置を恒久化すること**



## 8. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金制度について、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃すること  
(課税停止措置は平成16年度で期限切れとなる)
- (2) 確定拠出年金制度について、拠出限度額を引き上げること

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や会計基準の変更により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行するという動きが見られるようになってきています。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

### (1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃

確定拠出年金制度を発展・普及させ、年金資産を早期に充実させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益に対する特別法人税は、平成16年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

### (2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ

現行の確定拠出年金制度において、既存の確定給付型年金制度の有無により拠出限度額が異なることや、他の退職給付制度からの移行を考慮した場合に拠出限度額が低すぎることで、市場のニーズに合った年金制度の設計にあたり制約になっています。昨年度一定引き上げはされたものの、安定した生活に足る退職後の所得確保を図る観点からは十分なものとは言えず、拠出限度額の更なる引き上げが必要であると考えます。

つきましては、確定拠出年金制度の健全な発展と普及の促進および年金資産の早期充実により、国民が退職後の所得を確保し老後生活の安定を図る観点から下記2項目を要望いたします。

- 事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃すること
- 拠出限度額を引き上げること

## 9 . 欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

### 欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うこと

金融の自由化・規制緩和の進展により、損害保険業界においても業態間の垣根を越えた競争が促進され、新規事業の展開などを通じて契約者のさまざまなニーズに応えることが求められています。こうした新規事業に伴う初期投資や競争の激化による収益の変動から、欠損金が生じる可能性も高まっていると言えます。

また、損害保険事業の特性として、巨大災害の発生等により一時的に多額の欠損が生じる可能性も考えられます。

現行の欠損金の取扱いに関する税制は、昨年度の改正で繰越期間は7年に延長されたものの、繰戻期間は1年と短い上に、現在は繰戻還付の適用が停止されています。現行制度は欧米諸国と比較しても極めて限定的であり、この格差が我が国企業の国際競争力の低下を招く一因ともなります。

また、今後、我が国経済の活性化を図っていく観点から、企業が新たな事業展開を行い、新たな雇用を創出していくことは重要な課題です。現行制度では、企業に欠損が発生した場合、収益基盤の弱い企業等においては税制上の不利益が生じることも考えられ、ひいては、企業の健全な運営や新規事業展開の促進による経済の活性化に支障をきたすおそれがあると考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

**欠損金が生じた場合において税制上の不利益が生じることのないよう、欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間を延長すること**

## 要望内容と現行税制の比較

要望項目	要望内容	現行税制
1. 異常危険準備金制度の充実	(1) 火災保険等の積立率引き上げ (3% 5%)	・平成18年度まで、積立率は3% (平成19年度以降は2%の適用)
	(2) 洗替保証率の引き上げ (30% 50%)	・洗替保証率は30%
2. 社会ニーズの変化に対応した保険料控除制度の構築	(1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設 (控除限度額) 所得税 100,000円 地方税 70,000円 (対象) 医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品	・独立の制度は無し *ただし、現行の損害保険料控除制度および生命保険料控除制度の対象
	(2) 地震保険料控除制度の創設 (控除限度額) 所得税 50,000円 地方税 35,000円	・独立の制度は無し *ただし、現行の損害保険料控除制度の対象
3. 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ	受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合の引き上げ (50% 100%)	・益金不算入割合は平成14年度より50%
4. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	現行課税方式の継続	・収入金額による外形標準課税 ・税率は1.3%
5. 損害保険会社の積立勘定に係る特別利子の恒久化	損害保険会社の積立勘定(その運用財産が株式等でないものに限る)から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること	・租税特別措置として平成20年度までの間、負債利子控除の対象外
6. 自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置	自賠償保険制度の趣旨に鑑み、自賠償保険の運用益等に係る責任準備金について全額非課税での積立てを認めること	・自賠償保険の運用益等に係る責任準備金は課税対象
7. 承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税、特別土地保有税の非課税措置の恒久化	契約者保護の観点から、破綻処理の一環である承継保険会社制度が機能するよう、非課税措置を恒久化すること	・非課税措置は平成16年度で期限切れ
8. 確定拠出年金に係る税制上の措置	(1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃	・課税停止措置は平成16年度で期限切れ ・税率は約1.2%(地方税含む)
	(2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ	・個人型は月額18,000円～68,000円 ・企業型は月額23,000円～46,000円
9. 欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長	欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長	・繰越期間は7年 ・繰戻期間は1年 ・平成17年度まで、繰戻還付は適用停止